

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

「山梨県ヤングケアラー支援計画（第2期）」（素案）

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	1 計画の概要 (2) ヤングケアラーの定義 (P2)	<p>まだヤングケアラーという言葉が使われていなかった時代に困難な状況を強いられていて、現在は年齢の高くなった方々が存在します。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、生きづらさを抱えた方の中には家人の世話等で、小中学校時代に学校に通うことが叶わなかったことで、結果として学力が伴わず、社会性も培われずに成人となり、ご苦労の多い人生を過ごさざるを得ない方もいらっしゃいます。</p> <p>支援対象の年齢については是非、特段の事情を認めて頂き、学習支援等の援助を幅広く進めていただきたいと思います。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>子ども・若者育成支援推進法の改正により、国ではヤングケアラーを、子ども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳から40歳未満と定義しています。</p> <p>県では、国の方針等を踏まえ、若者への支援にあたっては、本人の気持ちに寄り添った相談支援、本人負担の軽減、就労・学び直しのサポートなど、自立に向けた幅広い支援を計画に追加しました。</p> <p>引き続き、国の動向や市町村・支援機関等の意見などを踏まえ、円滑かつ適切な支援が行われるよう、県の取組を推進して参ります。</p>
2	4 施策体系・施策展開 (2) 施策展開 施策2 ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実「ヤングケアラー・コーディネーターの養成」(P23)	<p>ヤングケアラー・コーディネーターについて、主に市町村子ども支援担当課の行政職員が担当しています。</p> <p>市町村介護支援・障がい福祉担当課、地域包括支援センター、民間事業所等に所属している保健師、社会福祉専門職、介護支援専門員、相談支援員等についても、積極的な受講機会を提供できるよう、関係機関へ幅広い周知を要望します。</p> <p>上記支援者については、家族の支援者であるヤングケアラーコーディネーターの視点を学び、現場で関わることにより、支援体制が強化されるものと考えます。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>ヤングケアラー・コーディネーターの養成に関して、特定の機関・職種に偏らず、多様な支援が展開できるよう、募集方法の見直しなどを進めて参ります。</p>
3	4 施策体系・施策展開 (2) 施策展開 施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実「地域資源を活用した居場所づくりの推進」(P24)	<p>ヤングケアラーが安心して過ごせるための居場所の運営にあたって、本人が話したことが家族に伝わることによって、自分自身を責めることや家族関係の変化などにつながるため、情報管理には細心の注意が求められ、運営にあたって基準の設置が必要です。</p> <p>居場所を運営するスタッフについては、法務・社会福祉・介護・心理・保健・医察等の専門職（個人情報規定がある職）、教員、民生委員・児童委員等に従事している事など、明確に守秘義務を守る規定がある業務従事者を必須要件とすることが適切と考えます。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>居場所の運営基準（委託仕様等）について、運営スタッフの守秘義務を規定するとともに、今後、職種等要件導入の適否について、検討して参ります。</p>
4	4 施策体系・施策展開 (2) 施策展開 施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実「就労支援の推進（ハローワークとの連携強化）」(P24)	<p>若者のヤングケアラーの中には、家族のケアを優先するが故に、自分の体調に対する治療を受ける事ができず、医療機関につながった時には身体障害や精神障害を持つ事例が存在します。</p> <p>また、本人も就職活動等を機に知的障害があることを把握する事例などもあることから、ヤングケアラーの就労支援の連携先として、ハローワークの他に、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型事業所についても記載を希望します。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>施策「就労支援の推進」について、次のとおり修正（下線箇所）します。</p> <p>「やまなし・しごと・プラザ内のジョブカフェやまなしにおいて、キャリアコンサルタントによる相談等に加え、ハローワークによる職業相談・職業紹介を行うとともに、障害者就業・生活支援センター等を通じて障害者の就業及び生活を一体的に支援します。」</p>
5	4 施策体系・施策展開 (2) 施策展開 施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実 (P24) 施策4 ヤングケアラーやその家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化 (P25)	<p>甲府市では、2025年度よりヤングケアラーがいる家庭に対し、「家事や育児を担う支援員」を派遣する事業を始めるとのことです。</p> <p>県においても、ヤングケアラーがいる家庭に対し、直接的な支援制度や事業を開始するとともに、さまざまな困難が重複していることが多いため、手厚い支援が必要です。</p> <p>例えば、これまで受けていた福祉サービスに上乘せしてサービスが受けられる、ヤングケアラーがいる家庭に特化した学習支援が受けられる、進学を希望する場合には、専用の奨学金が支給される等の具体的で即効性のあるものを希望します。</p> <p>既存のサービスや制度に加え、新たな支援が望まれます。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>ヤングケアラー支援に関して、県及び市町村はそれぞれの特性や役割を踏まえ、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みの整備を推進しています。</p> <p>県では、広域的な支援体制を整備するため、ヤングケアラー、地域住民等への啓発事業、支援人材の育成等を推進する一方、市町村では、住民に最も身近な存在であり、福祉制度（児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護等）の実施主体であることから、ヤングケアラー本人及びその家族の意向を踏まえた包括的な支援を提供することが適切と考えています。</p> <p>レスパイトサービス等、直接的な支援を担う市町村の増加及びサービスの拡充を図るため、自治体向けの会議・研修等、様々な機会を通じて、支援を要請するとともに、広域的な視点から県として必要な支援を検討して参ります。</p>